

## 議長

農業委員現在数14名、出席14名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和3年度第4回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第1番久保田委員さん、第2番川鍋委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から今日までの日程行事につきまして報告いたします。

7月6日、農業委員会地区別広域連携会議

(加藤会長、小峰職務代理)

: 日の出町役場

## 議長

次に日程4の議案審議に入ります。それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」3件を上程いたします。

整理番号1番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号7番 梅田です。整理番号1番について、説明します。7月15日に申請人了承のもと、事務局と調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは、植木が植わっておりまして、適正に管理をされておりました。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは一団の畑となっておりまして、植木が植えられており、一部畑として管理されておりました。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらはナスなどの野菜や植木が植えられておりました。一部雑草が繁茂していたため、その部分は、すぐに手入れをするよう指導いたしました。

以上です。よろしく御審議お願いいたします。

## 議長

以上で、整理番号1番についての説明は終わりました。

次に、整理番号2番および3番について、鈴木信義委員さんの説明をお願いします。

## 委員

推進委員の鈴木です。整理番号2番について、説明いたします。7月15日に申請人立会いの下、事務局と調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらには、ネギ、サトイモ、トマトなどの野菜のほか、柿や植木が植えられており、適正に管理をされておりました。

公道へ一部植木がはみ出ていたため、その部分についてはすぐに剪定するよう指導をしました。

続きまして、整理番号3番について御説明いたします。申請人立会いの下、7月15日に事務局と調査を実施いたしました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは一団の畑となっております、じゃがいも、サトイモ、スイカなどの野菜が植えられており、適正に管理をされておりました。

以上です。よろしく御審議お願いいたします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」3件は原案のとおり証明することに決定致しました。

## 議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

### 整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の                      さんが令和2年10月22日に死亡されたため、相続人である                      さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、7月14日に八木委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

次に整理番号2番。

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の                      さんが令和元年10月22日に死亡されたため、相続人である                      さん および、                      さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、7月14日に野村委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について八木委員の補足説明はございますか。

## 委員

議席番号3番八木です。現地につきましては、植木が植わっており適正に管理をされておりました。

以上です。

## 議長

整理番号2番について野村委員の補足説明はございますか。

## 委員

議席番号4番野村です。現地につきましては、一部雑草が繁茂しておりましたが、昨年以前に実施した生産緑地調査で、いずれも管理不十分者リストには記載がなく、亡くなるまで適正に管理されていたものと思われます。

以上です。

## 議長

以上で担当委員の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について、御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

## 事務局

それでは議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の　　さんが令和2年11月29日に死亡されたため、相続人である　　さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、7月14日に鈴木清委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、鈴木清委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号13番鈴木です。現地には、ナス、きゅうり、トマトなどの野菜が植えられておりました。除草もしっかりとされており、適正に管理をされておりました。

## 議長

以上で担当委員の説明は終わりました。

整理番号1番について、御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の4ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による使用貸借しょうたいしゃくの設定の申出があり、農業会議が借受希望者を30日間公募したところ、申込がありましたので、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積計画（一括方式）の作成の依頼がございました。

同一の案件となりますので、整理番号1番、2番を合わせて御説明いたします。

本案件について、農用地利用集積計画（一括方式）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

#### 《議案参照、読み上げ》

次に《議案第4号 別紙1》の農用地利用集積計画（一括方式）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。契約期間は令和3年8月1日から令和8年3月31日までの4年8か月。

農地所有者から中間管理機構、中間管理機構から耕作者への利用権を一括して設定するものとなります。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

#### ◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、白カブや白菜などの露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、7月15日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号2番の川鍋です。圃場は長年、草刈りのみが行われおり、畑としては使用されておりました。使用借人は今後、畑として露地野菜を栽培していくとのことでした。草刈り等も行っており、特に問題はございませんでした。

以上です。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。



御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

### 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

### 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、2件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、2件で3ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

### 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了致しました。慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後15時45分から開会致します。